

# 神奈鍼保険局運営規則

この規則は、定款施行細則第十四条第四項により定める。

## 目的・事業

### 第一条【目的】

保険局は、鍼灸マッサージ施術関連の保険取扱に関する、総合的事務を行うことを目的とする。

総合的事務とは

- 一 保険法別研修業務
- 二 保険者別渉外業務
- 三 保険請求代行業務等をいう。

### 第二条【事業】

#### 第二条【事業】

保険局は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 一 定款施行細則第十四条に関わる保険部より委託を受けた事業
- 二 各種社会保障制度の被保険者並びに登録会員より委任及び復委任を受けた事案の代行業業
- 三 その他、前条の目的達成に必要な事業

## 組織・会員

### 第三条【組織】

保険局は、社団法人神奈川県鍼灸マッサージ師会（以下、神奈鍼という）中の登録会員を以て組織する。

### 第四条【登録会員】

保険局登録会員は、第一条並びに第二条に賛同した者で、次の手続によって登録することができる。

- 一 所定の登録申請書に必要事項を記入し、第二十条の登録金及び維持費を添えて届け出る
- 二 登録会員は、鍼灸マッサージ施術に関わる「損害賠償責任補償制度」への加入を義務とし、その証（写し等）を登録申請書に添付するものとする。但し、神奈鍼経由の加入者はこの限りではない。

### 第五条【権利】

保険局の登録会員は、次の権利を有する。

- 一 保険局大会での審議権
- 二 情報の提供サービス受給権
- 三 その他保険局が取得した権利の内、個人に属する事項

#### 第 六 条【義 務】

保険局の登録会員は、次の義務を負う。

- 一 保険局大会の決議に従うこと
- 二 経費を公平に負担すること。負担金額は、保険局大会の決議により別に定める。
- 三 保険局が主催する各種会合に出席すること

#### 第 七 条【拠出金の不返還】

既納の会費その他の拠出金は返還しない。

#### 第 八 条【懲 罰】

保険局の登録会員は、次の場合には役員と運営委員で構成する「懲罰委員会」での厳正な調査並びに審査のうえ注意・訓告・戒告・除名などの処分を行う。

但し、処分に不服ある場合は、保険局大会の席に置いて自己を弁明する機会は保証される。

- 一 保険局の規則若しくは保険局大会の決議事項に違反したとき
- 二 保険局の名誉を毀損したとき
- 三 役員経験者が、第十四条第三項に該当したとき
- 四 虚偽又は不正の保険請求のあったとき

#### 第 九 条【退 会】

保険局の登録会員は、次の場合には退会したものとする。

- 一 本人からの申出
- 二 死亡
- 三 第八条による除名
- 四 六ヶ月以上の年会費の滞納

### 役 員

#### 第 十 条【役員の数】

保険局の役員と定数を次の通りとする。

- 一 保険局に三名以上五名以内（局長、副局長を含む）の保険局理事を置く
- 二 監事は、二名以内とする

#### 第十一 条【選 任】

保険局の役員は、登録会員の中から選任する。

- 一 保険局理事は、登録会員の立候補により保険局大会で選出する。立候補者は、登録会員五名以上の推薦がなければならない。
- 二 局長は、保険局理事の互選により決定する。
- 三 副局長は、神奈鍼理事の中から局長が推薦し、保険局大会の承認を得る。

## 第十二条【所 管】

保険局の局務に関する所管は、次による。

- 一 局長は、保険局を代表し局務を総理する
- 二 副局長は、局長を補佐し、局長に事故あるときは代行する
- 三 他の理事は、保険局理事会を構成し局務を管理する
- 四 監事の職務は、神奈鍼の規定に準ずる

## 第十三条【任 期】

役員任期は、神奈鍼の規定に準ずる。

## 第十四条【解 任】

役員は、任期中であっても次の場合には、保険局大会の決議により解任することが出来る。

但し、局長、副局長は、神奈鍼の規定による。

- 一 役員が、その職務に耐えられないと認められるとき
- 二 役員が、保険局の目的趣旨並びに保険局大会決議に違反する行為があったとき
- 三 役員が、その職務上知り得た情報をもって保険局に不利益をもたらし、若しくは不利益をもたらす恐れのある行為があったとき

## 運営委員

## 第十五条【運営委員】

保険局に、実務を担当する運営委員を置く。

- 一 運営委員の定数は、職制区分による若干名とする
- 二 職制は、総務（庶務）・会計・渉外・保険申請事務その他実務区分によるものとする
- 三 運営委員は、局長が任命する。運営委員は、保険局理事が兼務することができる。

## 会 議

## 第十六条【会 議】

保険局の会議は、決議機関としての保険局大会と執行機関としての保険局理事会。他に実務会議としての運営委員会とする。

- 一 保険局大会は、年一回開催し、臨時大会は必要に応じて開催することが出来る
- 二 保険局理事会並びに運営委員会は、必要の都度開催する
- 三 会議の招集・議決、審議事項等について、本規則に定めるものの他は、定款並びに定款施行細則の会議に関する諸規定に準ずる

## 事務所

### 第十七条【事務処理】

保険局の事務処理は、第十五条第二項に定める職制規定により行う。

### 第十八条【有給職員】

保険局に別に定める規定による、有給の事務職員を置くことが出来る。

## 財務・会計

### 第十九条【財源と経費】

保険局の経費は、登録金、維持費、審査料、及び寄付金その他で賄う。

### 第二十条【財産の管理】

保険局の財産は、別に定める規定により管理する。

- 一 健全財政を担保するため登録金、維持費、審査料は毎会計年度において、事業内容に見合う対価を設定する。
- 二 保険局大会決議による新規事業は、執行予算に見合う財源を確保するものとする

### 第二十一条【会計年度】

保険局の会計年度は、神奈鍼会計年度に準ずる。

### 第二十二条【予算】

各年度の予算は、局長が編成し、保険局大会の承認を得て執行する。

### 第二十三条【決算】

各年度の決算は、局長が処理し、監事の監査を受けた上保険局大会に付議し承認を求める。

### 第二十四条【監査】

監事は、当該年度に於ける事業内容と予算執行の両面から両者の整合性を監査し、保険局大会に報告する。

## 規則の変更・解散

### 第二十五条【規則の変更】

本規則を変更する場合は、保険局大会に於いて出席者の過半数の同意を得た上、神奈鍼理事会の承認を得なければならない。

### 第二十六条【解 散】

保険局を解散する場合は、登録会員の三分の二以上の同意を得た上、神奈鍼代議員会の承認を得なければならない。

## 施行内規

### 第二十七条【施行内規】

この規則に規定する外の施行についての内規は、保険局役員会で規定し、神奈鍼理事会の承認を得て施行する。

### 第二十八条【附 則】

この規定は一般社団法人設立の登記の日より施行する。

平成二十八年五月二十二日 一部改定